

北海道公立大学法人札幌医科大学広報委員会規程（平成19年規程第7号）

（設置）

第1条 北海道公立大学法人札幌医科大学における広報機能を充実、強化するため、北海道公立大学法人札幌医科大学広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本学における広報活動の推進と支援の大綱に関する事。
 - (2) 本学における広報資産の管理と有効利用に関する事。
- 2 委員会は、審議結果を理事長に報告するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 広報担当理事
- (3) 医学部長
- (4) 保健医療学部長
- (5) 医療人育成センター長
- (6) 附属病院長
- (7) 附属総合情報センター長
- (8) 事務局長
- (9) その他理事長が必要と認めた者 若干名

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員長が不在の時は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

（委員会の成立）

第6条 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門部会）

第8条 理事長の命を受けて広報に係る事項について検討及び実施するため、次の部会を置く。

- (1) 一般広報部会
- (2) 学生広報部会
- (3) 病院広報部会

- 2 部会には、部会長及びその他必要な職員を置く。
- 3 部会について必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、事務局経営企画課において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月21日規程第32号）

- 1 この規程は、平成 22 年 6 月 21 日から施行 する。
- 2 札幌医科大学附属病院広報委員会規程（平成 19 年 4 月 1 日規程第 139 号）は、廃止する。
 - 附 則（平成 25 年 4 月 1 日規程第 6 号）
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
 - 附 則（平成 26 年 3 月 27 日規程第 12 号）
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 - 附 則（平成 27 年 3 月 31 日規程第 6 号）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。